

オーラルケアグッズの試験やっています！

オーラルケアとは、むし歯や口臭予防等、口腔内の衛生状態を保つために行う口の中のケアを指します。自宅で出来る歯磨きや口臭ケアから、歯科医によるデンタルケアまで多岐に渡ります。オーラルケアは、単に口腔内を清潔保持するだけでなく、体調面、メンタル面の不調要因に影響すると考えられ、様々なアイテムが販売されています。

オーラルケアグッズには、歯ブラシ、舌ブラシ、歯間ブラシ、デンタルフロス、マウスピース、コップ（うがい用途）、歯磨き粉（ペースト、パウダー）、洗口液等があります。

歯ブラシを例にとると

歯ブラシは、家庭用品品質表示法に基づき、右記のような品質表示が必要になります。



・柄の材質	ポリプロピレン
・毛の材質	ナイロン
・毛の硬さ	ふつう
・耐熱温度	80℃
・使用上の注意	

その表示根拠となる試験として、

- ・柄の材質：プラスチックでは、FT-IR(赤外分光分析)で素材鑑別します。
- ・毛の材質：プラスチックでは、FT-IR(赤外分光分析)で素材鑑別します。
豚毛等の天然素材では、ペプチド分析で判別します。
- ・毛の硬さ：JIS S 3016 圧縮試験機を用いる方法にて測定します。
- ・耐熱温度：JIS S 3016 3分間温水に浸漬して異常が生じない最高温度を測定します。

納品前後に規格への適合が要求される 見落としがちなポイント



歯ブラシは、JIS S 3016.4（材料）において、合成繊維製のブラシ毛、プラスチック製の柄は、『食品衛生法（S22年法律第233号）』に基づく食品、添加物等の規格基準に適合することが要求されております。

同様に、歯間ブラシやうがい用コップも、食品衛生法による規格試験（材質試験、溶出試験）にて、製品の安全性を担保される企業も増えてきております。

ご購入の際は、お気軽にお問合せください。

食品衛生法お問合せ先：大阪認証分析センター(担当：森・北條) TEL:06-6577-0031

オーラルケアグッズの歯磨き粉、洗口液は、化粧品 / 医薬部外品に分類され、薬機法の化粧品基準の適合や、医薬部外品承認申請用データ等が要求されます。併せてお気軽にお問合せください。

化粧品お問合せ先：大阪認証分析センター（担当：安孫子・四方） TEL：06-6577-0032